

第 590 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 7 年 11 月 26 日(水) 10:00～10:19

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから「第590回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取り扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしく願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「第 2 部」につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の 1 「東京電力パワーグリッドの2024年度廃炉等負担金の確認結果について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料 3 を御覧ください。「東京電力パワーグリッドの2024年度廃炉等負担金の確認結果について」ということでございます。

(趣旨) でございますけれども、東京電力パワーグリッドの2024年度の廃炉等負担金の確認について、本年10月21日付けで、経済産業大臣から本委員会に意見の求めがあったことを受け、料金制度専門会合において廃炉等負担金の確認を受け、実施することとされました。今般、料金制度専門会合において、廃炉等負担金の確認を実施したことから、当該結果について御報告し、御確認いただくとともに、法令に基づく確認の結果に係る経済産業大臣への回答内容について、御審議をいただきたいということでございます。

「経緯」の13行目以降です。今般11月14日開催の第71回料金制度専門会合において、東京電力パワーグリッドの2024年度の廃炉等負担金の確認を実施させていただきました。

「確認結果の概要」につきましては、17行目以降に書いてあるとおり、東京電力パワーグリッドにおいては、廃炉等負担金を踏まえ、厳格な値下げ基準が適用されるところを、2024年度の収支状況について確認した結果、当該基準に達していなかったということでございますけれども、詳細については、当日、料金制度専門会合での資料の5ページに記しております。

こちらは、この算定式に基づいて確認をしたということでございますが、東電P Gが支払う廃炉等負担金が、グループ全体の中で過大となっていないかということ、この利益と有形固定資産を踏まえて算出をしているということでございますが、さっきの算定式により算出した直近の3事業年度の平均額が2,097億円ということで、東電P Gが支払う廃炉等負担金、直近3事業年度の平均額は1,219億円ということで、2,097億円を超過していないことを確認したということでございます。

資料に戻らせていただいて、21行目、「今後の見通し」でございますが、法令に基づく廃炉等負担金の確認について、本委員会及び料金制度専門会合における審査の結果を踏まえ、別添1のとおり東京電力パワーグリッドについて、託送供給等約款の変更認可命令を命ずることが必要とは認められなかった旨を、経済産業大臣に回答することとしたいということでございます。別添1がこちらになっております。

私からの説明は以上です。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、議題の2「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について」に関

しまして、事務局から、御説明を、よろしく願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料の4に基づきまして、御説明をさせていただきます。「ガス導管事業者の2024年度託送収支の事後評価について」ということでございます。

(趣旨)でございますけれども、本年10月17日付け及び10月22日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況確認について、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取があったところ、10月28日の第587回委員会において、料金制度専門会合で事務局にて行った評価を確認することとされました。その後、11月14日に開催された料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認したため、その結果を報告させていただき、これを踏まえまして、経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答について御審議をいただきたいというものでございます。

1. の22行目以下でございますけれども、11月14日に開催された料金制度専門会合において、本年9月末までに託送収支計算書を公表して、かつ導管事業者137社の2024年度託送収支の事後評価(ストック管理・フロー管理)に関して、事務局にて行った評価を確認いたしました。

その結果は、資料4-1ということで後ろにつけております。

少し御説明いたしますと、7ページでございますが、まずストック管理の評価、確認結果といたしまして、旭川ガス(江別地区)及び久留米ガスの2社が、超過利潤累積額は、変更命令の発動基準との一定水準額を超過していたということでございました。

また、フロー管理につきましては、水島瓦斯、久留米ガス、大分瓦斯、東北天然ガスの4社が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していたということでございます。

これらの会社に料金の値下げ意向の確認をいたしましたところ、まずストック管理の2社については、9ページでございますが、いずれも期日までに料金の値下げ届出を実施する予定であるという旨を確認しております。また、フロー管理の4社につきましても、10ページでございますけれども、こちらも、いずれの社も期日までに値下げ届出を実施する予定である旨を確認しております。

料金制度専門会合におけるまとめについては、13ページでございますけれども、以下の内容で電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしてよいかということで、2社(旭川ガス(江別地区)、久留米ガス)については、超過利潤累積額は、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。また、4社(水島瓦斯、久留米ガス、大分瓦斯、東北天

然ガス)については、乖離率が変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。

上記事業者については、期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として所管の経済産業局長の変更命令の対象となるという内容について御審議をいただいて、このとおり委員会へ報告するという一方で、料金制度専門会合としては、取りまとめを行っているということでございます。

資料に戻らせていただきまして、26行目、なお、今回の事後評価の対象とならなかった本年10月以降に託送収支計算書を公表する7社については、2026年2月以降の料金制度専門会合にて御確認をいただき、その結果を3月頃の本委員会にて報告することとしたいと考えております。

2. といたしまして、「経済産業大臣及び各経済産業局長等への回答について」ということでございますけれども、上記の1. を踏まえまして、委員会として資料4-3のとおり経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答を行うこととしたいということでございまして、まず(1)として、事後評価の対象事業者のうち旭川ガス株式会社(江別地区)及び久留米ガス株式会社の2社については、2024年度終了時点での超過利潤累積額は、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した。上記2社については、期日までに託送供給約款料金の値下げ届出が行われない場合、原則として、所管の経済産業局長による変更命令の対象となる。

(2) といたしまして、事後評価の対象事業者のうち水島瓦斯株式会社、久留米ガス株式会社、大分瓦斯株式会社、東北天然ガス株式会社の4社については、2024年度終了時点での想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過した。上記4社は、期日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として所管の経済産業局長の変更命令の対象となる。

(3) としまして、上記(1)、(2)に該当しない事業者については、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められなかったという旨、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答を行うこととしたいということでございます。

私からの説明は、以上になります、

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、議題の3「電気・ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○高橋総合監査室長　総合監査室の高橋でございます。私からは、電気とガス、それぞれ両方の小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、御説明をさせていただきます。

いずれも本年11月11日に開催された本委員会において、毎年行っている事後評価についての進め方を御審議いただきまして、その場では、料金制度専門会合において、事務局で行った評価を御確認いただくということで、御審議をいただいたものでございまして、今般は、その結果を御報告させていただくとともに、経済産業大臣への回答について御審議いただくというものでございます。

まず、「電気」からでございます。

(趣旨)に書いてありますけれども、対象となる事業者は、みなし小売電気事業者3社(中部電力ミライズ、関西電力、九州電力)でございます。

審査の結果ですが、飛びまして23行目以降、特に御指摘等なかったもので、確認していただきまして、資料5-1-3、13ページにおつけしておりますけれども、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨を回答することとしたいとしています。

具体的に、11月14日に開催された料金制度専門会合の資料もおつけしております。

「評価の基準」、それから「評価の結果」を御説明させていただきます。資料5ページになります。

こちらで、もともと審査基準が決まっております、<ステップ1>では、規制部門の電気事業利益率による基準、それから、そこに該当しますと、<ステップ2>に行きまして、規制部門の超過利潤累積額による基準または自由化部門の収支による基準を確認するというステップになっております。

この評価の結果ですけれども、まず、10社10か年度平均につきましては、下の表の一番

右になります。2.7%でございます。これに対して3社、中部ミライズは2.0%、関西電力は0.1%、九州電力は0.2%ということで、いずれも下回っておりますので、結論は、下に書いてありますけれども、変更認可申請命令発動の要否の検討対象となるかということ、ノーということでご確認をいただきました。

戻りまして、24行目以降、したがって、当委員会として、資料5-1-3の回答案のとおり、値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった旨を回答することとしたいというものでございます。

続きまして、資料5-2を御覧ください、今度はガスになります。

ガスも電気と同じプロセスで確認をさせていただいております。

(趣旨)のところですが、対象評価社は、旧一般ガスみなしガス小売事業者の3社で、東邦瓦斯、日本瓦斯、それから南海ガスでございます。

こちら、11月14日に開催された料金制度専門会合において、事務局で行った評価をご確認いただきました。その専門会合の資料をおつけしております。まず4ページを御覧ください。

「基準」につきましては、こちら、電気と同じ立てつけで、<ステップ1>で規制部門のガス事業利益率による基準、ここを該当しますと、<ステップ2>で規制部門の超過利潤累積額による基準または自由化部門の収支による基準を確認することとなっております。

こちらの「評価の結果」ですが、5ページ、6ページを御覧ください。

6ページで御説明をさせていただきます。4社の10か年平均、ステップ1のところですが、こちらはマイナス5.6%となっております。これに対しまして、東邦瓦斯と日本瓦斯は、これには該当しませんので、ステップ1で終了。南海ガスにつきましては、マイナス5.6%に対してマイナス2.8%ということで、4社の10か年度平均を上回っているということで、ステップ2に進みました。

そうしたところ、ステップ2のほうでは、超過利潤の累積額と一定水準額を比較しましたところ、一定水準額は上回っていないということで、ノーとなることを御確認いただいたところでございます。

資料に戻りまして、23行目以降ですが、当委員会としましては、本省所管の東邦瓦斯につきましては、資料5-2-3のとおり回答する、値下げ認可申請の必要があると認められなかった旨を回答することとしたい。それから、経済産業局所管の日本瓦斯と南海ガスにつきましては、事後評価の事務委任がされている経済産業局において、上記の旨

を当委員会委員長名で経済産業局長宛てに回答することとしたいということでございます。

私からの説明は、以上でございます。御審議をよろしく願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

予定していた議事は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどを、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて委員会を終了といたします。

——了——